

令和4年第10回坂戸市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年10月25日 午後2時00分から午後3時5分

2. 開催場所 201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	出		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	欠員	—					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	大澤 淳一	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田疇 佳秀		

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和4年第10回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 松永 貴夫 委員 岡野 和紀

11. 議決事項及び議事の要領

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請の保留案件について

議長 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請の保留案件についてですが、議案の内容については、前回の農業委員会で事務局から説明しておりますので、事務局からの説明は、割愛させていただきます。

担当地区より説明をお願いします。

三芳野地区 高橋委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 現地については、草が繁茂している状態でしたが、その後、草が刈られ、すぐにでも耕作できるような状況となっております。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ご質疑等はございますか。

無いようですので、採決を行います。

議案第40号農地法第3条の規定による許可申請の保留案件については、許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第40号については許可と決定します。

議長 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、1番案件につきましても、農地利用最適化推進委員に係る案件となります。

坂戸市農業委員会会議規則第10条の規定を準用した議事参与の制限に該当するため、はじめに2番案件を審議します。

事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

2番案件の所在地は森戸の宿、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で834㎡です。

譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るため、贈与による所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。

また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

大家地区 岡野委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 譲受人は、耕作をしており問題ありません。譲渡人は、高齢で都内在住のため、耕作できず、譲受人が管理をしているとのこと。ご審議をよろしくをお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 それでは採決を行います。
議案第41号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、2番案件は許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第41号のうち、2番案件については許可と決定します。

議 長 続いて、1番案件について、審議します。
議事参与の制限を準用する農地利用最適化推進委員には、退席をお願いします。
暫時休憩します。

(休憩 14時11分から14時12分 該当委員退席)

議 長 再開します。
1番案件について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】
1番案件の所在地は塚崎の稲干場です。地目は畑で地積は518㎡です。
譲受人及び譲渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るため、売買による所有権移転です。
現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。
全部耕作要件については、譲受人の経営する農地に違反や非農地はありません。申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。
また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 譲受人は、稲作を主に行い、野菜も栽培しています。また、認定農業者にもなっていて、地元でも中里用土地改良区の理事として活躍しています。この農地に隣接する住宅に住んでいた譲渡人の姉夫婦が耕作していましたが、姉夫婦が亡くなり相続で譲渡人が取得しました。譲渡人も高齢で、この農地を耕作する意向もないことから譲り受ける人を探していたとのこと。譲受人は、この農地の近くに住んでおり、適正な管理、耕作ができるとことから小委員会では、申請地を譲受人が取得しても問題ないとのことでありましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 それでは採決を行います。
議案第41号農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、1番案件は許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第41号のうち、1番案件については許可と決定します。
暫時休憩します。

(休憩 14時18分から14時19分 該当委員着席)

議長 再開します。

議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 議案第42号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は塚越の南馬場、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で686㎡です。

申請人は議案書に記載のとおりです。申請事由は駐車場の敷地拡張です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外の既存施設の敷地面積の2分の1以内の拡張を規定している農地法施行規則第36条に該当しています。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、雨水排水については、砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
勝呂地区 小島委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 先日、現地を確認したところ送迎車両、職員用車両で駐車場は、ほとんど一杯でした。職員用駐車場が足りないということで申請が出されたということです。小委員会でも問題ないとのことですので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第42号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第42号については許可相当と決定します。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明

してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の所在地は上吉田の田端、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で331.37㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2 番案件の所在地は片柳の関ヶ谷戸です。地目は畑で地積は1,376㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は資材置場で、契約の内容は賃借権設定です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については、砂利敷きによる自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3 番案件の所在地は新堀の金井、ほか3筆です。地目は畑で地積は合計で433.64㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4 番案件の所在地は新堀の金井、ほか2筆です。地目は畑で地積は376.92㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、ブロックの土留めがありますが、土崩れを防ぐもので、特に問題はなく、農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、北側の市道に給水管及び下水管が埋設され、接続が容易であること、半径500m以内に小学校及び医療機関がある

ことから、第3種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、下水道本管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

5番案件の所在地は小山の月木です。地目は畑で地積は353㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

6番案件の所在地は小山の北林、ほか1筆です。地目は畑で地積は合計で369㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものではなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番及び2番 坂戸地区 松永委員 3番から6番 入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、高齢であります。以前は、譲渡人の母親が耕作しておりましたが、その母親が亡くなりました。譲渡人には耕作する意思がなく、また、周辺に住宅が建設されたことから譲渡することとしたようです。

転用することについては、やむを得ないと考えますので、ご審議をよろしくお願いします。

2番案件の譲渡人は、都内在住です。譲受人は、事業にあたり、近隣から騒音の苦情があり、移転を考えていたということです。広さも十分で周辺に民家がないことから譲り受けることとしたとのこと。ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の譲渡人のうち1人は、高齢で施設へ入所中です。また、もう1人も高齢で耕作しておらず、また、その息子も耕作していない状況です。周辺は住宅となっています。小委員会では、転用はやむを得ないということであり、ご審議をよろしくお願いします。

4番案件は、3番案件と同一の農地の一画となっています。譲渡人は、3番案件の施設入所中の人ともう1人となっておりますが、もう1人の方も高齢で、耕作できない状況となっています。この譲渡人は、農地を手放したくなかったとのことでしたが、他の共有している人の状況や自分の状況で、手放すこととしたようです。この農地は3種農地ということもあり、小委員会では、転用はやむを得ないということでもありますので、ご審議をよろしくお願いします。

5番案件は、譲渡人が2年前に相続でこの農地を所有することとなりましたが、作付けはしていません。自宅の前の畑で野菜を少し作っていますが、他の農地は、娘夫婦により管理をしています。小委員会では、転用はやむを得ないということでもありますので、ご審議をよろしくお願いします。

6番案件の譲渡人は、現在都内在住です。この農地の周辺は、住宅が建ち、この農地は、耕作されていない状況です。小委員会でも問題はないということですので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第43号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第43号については許可相当と決定します。

議案第44号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

議 長 議案第44号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について審議します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により対象地の説明】
今回、農用地区域に編入されるのは、萱方の上萱にある土地で、地目は水道用地で現況は田、面積は65㎡です。編入する理由は農業上の利用を確保するためです。所有者については、議案書に記載のとおりです。この農地の周辺は令和2年に農用地に編入されており、この農地が編入されずに残っている状況となっていました。ここで編入しようとするものです。

議 長 ご質疑等はございますか。
無いようですので、採決を行います。
議案第44号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見については、適当であると決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第44号は適当であると決定し、坂戸市長へ回答いたします。

報告第11号 専決処分の報告について

議 長 報告第11号 専決処分の報告について事務局より説明してください。

事務局 今月の専決処分は、農地法第3条の3の届出5件、第5条の農地転用届出3件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等ございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和4年第10回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年10月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員